



一般財団法人 千葉県社会保険協会

月刊 社保ちば

11
NOVEMBER

2022

目次

● 日本年金機構からのお知らせ ●

- 11月30日は「年金の日」 2
- 11月はねんきん月間 3

● 協会けんぽ千葉支部からのお知らせ ●

- 特定保健指導を受けましょう! 4
- 未治療者に対する受診勧奨の大切なお知らせ 4
- 緊急時以外は平日昼間の受診をおすすめします 5
- 傷病手当金・出産手当金新生児の記入漏れにご注意ください! 5

● 千葉県社会保険協会からのお知らせ ●

- 山武市成東「いちご狩り」補助券配付のご案内 6
- 令和4年度写真コンテスト開催のお知らせ 7
- 「出産・育児のお休みともらえるお金」の追加配付のご案内 8
- 「施設利用会員証」ご利用の会員事業所様へ 8

割引券(補助券)ご利用に際してのお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各施設で様々な対策がとられています。感染状況により、対策が変更されることなどがありますので、ご予約やお出かけの前に、必ずご利用される施設のホームページ等にて最新情報をご確認くださいませようお願い申し上げます。

千葉県社会保険協会のホームページ ➡ <https://shaho-chiba.jp>



スマホ対応してます

日本年金機構からのお知らせ

ねんきんネットなら24時間、いつでもどこでも
年金記録がスマホやパソコンで確認できます。



11月30日は年金の日

厚生労働大臣賞

第2回
令和の年金広報コンテスト
受賞作品 (ポスター部門)
真和中学校 中川天晴 様



いいみらい
11月30日は
年金の日

お問い合わせは
ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号へ
0570-058-555
050から始まる電話番号からは 03-6700-1144
【 月 】 午前8:30～午後7:00
【 火～金 】 午前8:30～午後5:15
【 第2土 】 午前9:30～午後4:00
※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで相談をお受けします。
※第2土曜日を除く土日祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

詳しくは  

ねんきんネット 検索 

https://www.nenkin.go.jp/n_net/

日本年金機構からのお知らせ

11月は

ねんきん月間 です

**年金保険料、納めていますか？
この機会に年金加入状況の確認を！**

日本年金機構は厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動に取り組みます。

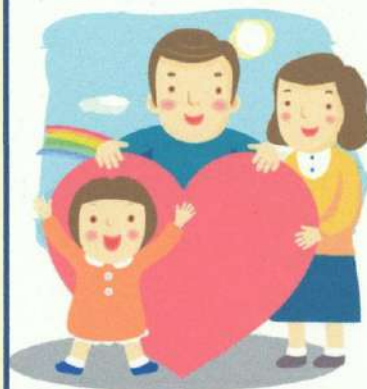
いみから
11月30日は
年金の日

「ねんきん月間」では、公的年金制度の趣旨や仕組みを分かりやすく伝えるさまざまな取組を行っています。この機会に、公的年金について考えてみませんか？

主な取組内容

- 年金セミナー動画や「わたしと年金」エッセイの優秀作品の掲載等、日本年金機構ホームページに「ねんきん月間」特集ページを設置します。
- 日本年金機構公式Twitterで、年金制度に関するミニ講座を実施します。
- 年金セミナーや制度説明会を実施[※]します。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じたうえで可能な範囲で実施します。



⚠️ ご存知ですか？

公的年金には、老後の支えとしての役割だけでなく、障害年金、遺族年金という制度があります。

国民年金保険料を納めるのが難しい場合は・・・

申請することで、保険料の納付が免除、または猶予される制度があります。保険料を納めないまま放置すると、年金を受け取ることができない場合があります。

“ねんきんネット”は年金記録や年金見込額を確認できるサービスです！

国民年金の加入月数や納付状況等の最新の年金記録をパソコンやスマートフォンから手軽に確認できます。ぜひご利用ください！！

詳しくはこちらから。



https://www.nenkin.go.jp/n_net/

「ねんきん月間」の趣旨は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索



日本年金機構
Japan Pension Service

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

事業主様へ ▶ ぜひ職場内で回覧をお願いいたします。

協会けんぽ以外の健康保険組合等にご加入の事業所は各健康保険組合等にお問い合わせください。

特定保健指導を受けましょう！

協会けんぽでは、保健師や管理栄養士による特定保健指導を行っています。健診を受けた結果、生活習慣の改善が必要な方には「特定保健指導」についてのご案内をお送りします。ご案内が届きましたら、ぜひ特定保健指導を利用させていただきようをお願いいたします。

特定保健指導とは？

特定保健指導には、メタボリックシンドロームのリスクが比較的低い方が対象となる「動機付け支援」と高い方が対象となる「積極的支援」の2種類があります。生活習慣を改善するための行動目標を設定・実践するなど、自らの健康に関するセルフケアができるように、保健師や管理栄養士が寄り添ってサポートいたします。

詳しくはこちら▼



サポートの流れ



事業主の皆さまへのお願い

「特定保健指導」のご案内は、事業所さま宛てにお届けします。案内が届きましたら、事業主さまから該当された方に、特定保健指導を受けていただくようお願いいたします。

未治療者に対する受診勧奨の大切なお知らせ

協会けんぽにおいて、健診の結果、血圧値・血糖値が高く、医療機関への受診が必要と判定され、受診されたことが確認できない被保険者の方に対して、医療機関へ受診していただくための通知を直接ご自宅にお送りしています。

このたび、現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、令和4年10月にお送りする通知から血圧値及び血糖値に加えて、**LDLコレステロール値が高い被保険者の方についても受診勧奨を実施します。**

LDLコレステロールとは？

悪玉コレステロールとも呼ばれ、肝臓で作られたコレステロールを全身へ運ぶ役割を担っており、増えすぎると動脈硬化を起こして心筋梗塞や脳梗塞を発症させる危険性があります。

参考：厚生労働省e-ヘルスネット

LDLコレステロール値が高いまま放置すると？

LDLコレステロール値が180mg/dL以上の方は、100mg/dL未満の人と比べて、**約3～4倍、心筋梗塞等になりやすい**ことが分かっています。

参考：標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】

受診勧奨基準値

血圧	収縮期血圧	160mmHg以上
	拡張期血圧	100mmHg以上
血糖	空腹時血糖	126mg/dL以上
	HbA1c	6.5%以上 (NGSP値)
脂質	LDLコレステロール	180mg/dL以上

令和4年10月通知分から新しく実施

事業主の皆さまへのお願い

健診結果から医療機関への受診が必要と判定された場合には、必ず受診することを、事業主さまから従業員さまにお声掛けいただくとともに、従業員さまが受診できるように配慮していただくようお願いいたします。

お問い合わせ先 保健グループ ☎043-382-8313

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

緊急時以外は平日昼間の受診をおすすめします

本来、休日や夜間は緊急性の高い重症患者や入院患者に対応する時間帯です。

この時間帯の自己都合による安易な受診は、自己負担の増加だけでなく、医療スタッフの負担になるとともに本当に治療が必要な方の治療の機会を奪うことになりかねません。やむを得ない場合以外は、診療時間内に受診するようにしましょう。

こども医療電話相談「#8000」も活用しましょう

休日・夜間のこどもの症状にどのように対処したらよいのか、病院を受診した方がよいのか等判断に迷ったとき、

#8000をプッシュすることにより
小児科医師・看護師に電話相談できるものです。

症状に応じた適切な対処の仕方や受診する病院等のアドバイスが受けられます。



詳細はこちら▶

(3割負担の場合)		医療機関		調剤薬局
		初診料	再診料	
休日加算	日・祝	+750円	+570円	調剤技術料の1.4倍を加算
時間外加算	おおむね 8時前と18時以降、 土曜日は 8時前と12時以降	+260円 (+690円)*	+200円 (+540円)*	調剤技術料の同額を加算
深夜加算	22時～翌6時	+1,440円	+1,260円	調剤技術料の2倍を加算

* ()内は救急病院などの場合の額です

お問い合わせ先 企画総務グループ ☎043-382-8315

傷病手当金・出産手当金申請時の記入漏れにご注意ください！

傷病手当金・出産手当金の申請時の「事業主が証明するところ」には、申請期間を含んだ賃金計算期間の勤務状況と賃金支給状況をすべて記入のうえ、ご提出ください。

※特に「事業主が証明するところ」の
①賃金の単価や②証明日の記入漏れが多くなっております。

「事業主が証明するところ」の記入がない場合は被保険者(申請者)へ返戻して記入をお願いすることがございます。

賃金の支給・出勤のない場合でも、必ずその旨をご記入ください。

傷病手当金について
詳しくはこちら▼

出産手当金について
詳しくはこちら▼

被保険者氏名		協会 太郎		出勤	有給														
勤務状況		【出勤は○】で、【有給休暇は△】で、【公休は◇】で、【欠勤は/】でそれぞれ表示してください。		05日	03日														
2	0408	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計		
2	0409	/	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計		
		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計	
上記の期間に対して、賃金を支給しました(します)か?	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	給与の種類	<input type="checkbox"/> 月給	<input type="checkbox"/> 時間給	<input type="checkbox"/> 日給	<input type="checkbox"/> 歩合給	<input checked="" type="checkbox"/> 日給月給	<input type="checkbox"/> その他	算日	15日	支払日	2	1.当月	10日	2.翌月			
上記の期間を含め賃金計算期間の賃金支給状況をご記入ください。																			
期間	① 単価	8月	16日	~		月		日	~		月		日	~		月		日	
区分		9月	15日	日分		月		日分		月		日分		月		日分		日分	
基本給		10000		110000															
通勤手当		5000		5000															
扶養手当		5000		5000															
手当																			
賃金計算方法(欠勤控除計算方法等)についてご記入ください。																			
基本給 @10,000×11日=110,000円																			
通勤手当・扶養手当は月額満額支給																			
上記のとおり相違ないことを証明します。																			
事業所所在地	千葉市○○		②	2	1.平成	2.令和	040930												
事業所名称	株式会社△△																		
事業主氏名	協会花子																		

お問い合わせ先 業務グループ ☎043-382-8311(代表)

千葉県社会保険協会からのお知らせ

被保険者等の健康保持増進事業

11月15日から

山武市成東いちご狩り

補助券を配付します

- 利用期間 **令和4年12月下旬～令和5年5月5日(祝・金)**
※期間中でも気象条件・園の事情により入園できない場合や要予約の期間もありますので、お出かけの際には、各加入いちご園に必ずお問合わせください。
(土・日・祝祭日は、早めに閉園する場合があります。)
- ところ 山武市成東観光苺組合加入苺園 Tel 0475-82-2071(観光案内所)
ホームページ <http://sanmu15.com/>
- 入園料 入園料から補助料金400円を差し引いた金額を組合加入の各いちご園に当日お支払ください。
- 参加資格 当協会会員事業所の健康保険被保険者と被扶養者
- 申込方法 下記申込書に必要事項を記入し、返信用封筒(94円切手貼付・送付先を明記したもの)を必ずご同封のうえ下記申込先まで郵送にてお申込みください。※1事業所15枚までとさせていただきます。
- 申込先 〒260-0001 千葉市中央区都町3-18-13 (一財)千葉県社会保険協会 いちご狩り補助券 宛
- 申込期間 **令和4年11月15日(火)から配付開始** ※補助券がなくなり次第、配付を終了します。

【山武市成東観光苺組合入園料金表】 ※料金改定予定のため、参考までに昨年度料金を掲載。
各園によって入園料金が異なりますので、ホームページでご確認ください。

期間	小学生以上	4歳～6歳(未就学児)	3歳以下
12月下旬～1月4日※1	¥2,000	¥1,600	¥500※2
1月5日～2月28日	¥1,800	¥1,400	¥500※2
3月1日～3月24日	¥1,700	¥1,300	¥500※2
3月25日～4月6日	¥1,500	¥1,100	¥500※2
4月7日～5月5日	¥1,200	¥800	¥300※2

※1 1/4までは予約が必要です。開園していますいちご園に予約をお願いします。

※2 お子様の入園は、保護者の方と一緒にお願いします。

※コピーしてお申込みください

山武市成東いちご狩り補助券申込書

申込枚数
枚

事業所記号

事業所番号

事業所名

所在地 〒

TEL

※1 事業所15枚まで

千葉県社会保険協会からのお知らせ

令和4年度写真コンテスト開催のご案内

思わず撮れた瞬間や思いあふれる瞬間など、皆さまの作品を募集します!



応募期間

令和4年12月1日(木)～令和5年1月13日(金)

題材

自由です。「四季の風景」「心に残るスナップ(思い出に残る感性あふれる写真)」「文化・スポーツ・社会の変化を記録したもの」や千葉県内の「まつり」や「行事」など大歓迎です。

作品サイズ

六ツ切～四ツ切版またはA4サイズ(カラー)

応募資格

当協会会員事業所の健康保険被保険者様と被扶養者様

送付先

〒260-0001 千葉市中央区都町3-18-13
(一財)千葉県社会保険協会 写真コンテスト 宛

審査員

丹羽 敏憲 氏(全日本写真連盟関東本部委員)

発表

ホームページ(令和5年3月アップロード予定)および「月刊社保ちば2023(令和5年3月号)」に掲載し、作品応募者へ通知します。

賞

推薦1点・特選2点・準特選2点・秀作8点 ※入賞賞品をご用意しています。

応募方法および注意点

- ① 作品は未発表のものに限ります。
- ② 応募点数は1人7点以内とさせていただきます。
- ③ 下記の応募票をコピーしていただき、必要事項をご記入のうえ、応募作品の裏面に貼付してください。
- ④ 入賞の応募作品は返却いたしません、選外作品につきましては返却いたします。
- ⑤ 応募作品は「社会保険ちば」・「月刊社保ちば」の表紙に使用させていただく場合があります。
- ⑥ 入賞作品の原版(ネガ・デジカメデータ等)は、入賞発表後、提出していただく場合があります。

キ リ ト リ

写真コンテスト応募票

氏名			男	女	歳
事業所名	〒				
所在地					
電話番号					
画題					
撮影場所	(市)				
カメラ			撮影月	月	
フィルム・デジタル区分	フィルム ・ デジタル				

※ご記入いただいた個人情報は、写真コンテスト(当協会ホームページおよび機関誌への掲載含む)以外には利用いたしません。

「出産・育児のお休みともらえるお金」を追加配付します

「社会保険ちば秋号」に同封いたしました標記の冊子をご希望の会員事業所様に追加配付いたします。

◆申込方法◆

申込書にご記入され、下記を同封のうえ当協会へご郵送ください。

1. 84円切手 2枚
2. 返信用封筒(角2封筒1部 宛名明記)

※なお切手は **返信用封筒には貼らず** に同封してください。

配付部数 1事業所 10部まで 在庫がなくなり次第、配付終了となります。

◆申込先◆

一般財団法人千葉県社会保険協会
〒260-0001 千葉市中央区都町 3-18-13

冊子表紙



※コピーしてお申込みください

「出産・育児のお休みともらえるお金」追加配付申込書

事業所記号/番号	※協会使用欄(事業者様側のご記入の必要はありません)	
事業所名	担当者名	
事務所所在地 〒		
事務所 TEL	申込部数	部

「施設利用会員証」をご利用の会員事業所様へ

現在、会員事業所様に発行済みの「施設利用会員証(ピンク色)」の有効期限は、**令和5年3月31日まで**となっています。更新をご希望の会員事業所様には、新しい「施設利用会員証(水色)※右画像参照」を発行いたしますので、下記の申込書に必要事項をご記入のうえ、返信用封筒(宛名明記、84円切手貼附)を同封し、当協会までご送付ください。

※**新規発行をご希望**の会員事業所様も、下記申込書にて同様にお申込みください。



※コピーしてお申込みください

施設利用会員証申込書

事業所記号/番号 (※分からない場合は未記入可)	※協会使用欄(事業者様側のご記入の必要はありません)	
事業所名	担当者名	
事務所所在地 〒		
事務所 TEL	申込枚数	枚 ※原則3枚まで

記事提供/日本年金機構・全国健康保険協会(協会けんぽ)千葉支部